

11月15日(火)から 市の大雨災害営農継続緊急対策事業の 申請を受け付けしています。

◇対象者◇

市りんご課で発行する「農産物等被害証明書」を取得し、
市内に住所又は本店を有する以下のいずれかの者

- ①農業者 ②農業法人 ③農業者等で組織する団体

No.	項目	対象経費	補助率及び交付額	必要書類等
1	病害虫発生・ まん延防止支援	果樹の防除用薬剤費、落下果実の腐食促進用の石灰資材の購入費 (3割以上の樹冠浸水が確認された果樹園地に限る)	5万円/10a	【全体】 ①農産物等被害証明書 ②見積書又は領収書 ③被害状況が分かる写真※現場確認のため、写真が必要です。 ④本人名義の通帳 ⑤印鑑
2	生産資材 購入支援	流出等した農業用資材の購入費 (果樹園地は3割以上の樹冠浸水、果樹園地以外の農地は浸水が確認されたものに限る)	対象経費の1/3 (上限額：1万円/10a)	【No.4、No.5】 ⑥作業後の状況が分かる写真 (No.5は泥のすき込みのみ写真が必要です。)
3	浸水農業用機械 修繕等支援	浸水、土砂流入等により故障した農業用機械※の修繕費 (修繕が困難な場合は購入費) ※乗用草刈機、コンバイン、スピードスプレイヤー、運搬車等	対象経費の1/3 (上限額：10万円/台)	【No.6】 ⑦令和5年産又は令和6年産に係る農業経営収入保険や農業共済等の加入がわかるもの又は加入誓約書 ⑧取得した農地の写真 ※取得する土地の場所や面積等の要件がありますので、詳細はお尋ねください。
4	補植支援	被災樹の補植経費 (苗木・支柱代)	対象経費の1/3 (上限額：1.5千円/本)	
5	排水・泥の すき込み支援	被災園地等の排水や泥のすき込みに係る機械 (排水ポンプ、耕運機等) 借上費	対象経費の1/2 (上限額：2千円/日)	
6	農地の取得支援	岩木川・平川流域以外の農地の購入費 (令和5年産又は令和6年産の農産物等に係る農業経営収入保険や農業共済等への加入等が要件)	対象経費の2/10 (上限額：13万円/10a)	

【申請受付期限】

令和5年2月28日(火)まで

ただし、No.2～No.4及びNo.6の項目で、令和5年度に実施完了するものについては、
令和5年12月28日(木)まで申請を受け付けします。

No.	項目	対象経費	補助率
7	利子助成	再生産資金として融資機関から借入した資金に係る利子	0.5%以内 (最長5年間)

【申請受付期間】

①令和4年11月15日(火)から令和5年1月31日(火)まで

②令和5年1月4日(水)から令和5年3月31日(金)まで

※①は令和4年12月31日まで、②は令和5年3月31日までに貸付実行された場合

緊急対策事業に関するQ&A

【全体について】

Q 申請前に発生した経費でも対象になりますか。

A 8月4日以降に要した経費が支援対象となります。

ただし、「病害虫発生・まん延防止支援」は、「令和4年産の防除用薬剤費」が対象です。

【再生産資材購入支援について】

Q 流出等した農業用資材とは、どのようなものが対象ですか。

A はしご、枝受支柱、野菜支柱、マメコバチ用資材、シルバーシート、マルチ資材、トンネル資材、ビニールハウス資材等が対象です。農薬や肥料は対象外です。

【補植支援について】

Q いつまでの植栽が対象ですか。

A 令和4年8月4日から令和6年3月10日までに行った補植が対象です。

Q 伐採・抜根費用も対象になりますか。

A 苗木と支柱代のみが対象となり、伐採、抜根及び撤去費用は対象外です。

【排水・泥のすき込み支援について】

Q 泥のすき込みは何のために行うのですか。

A 泥の堆積により根が窒息状態となり、樹体が枯死しないよう、土壤の通気性を確保するためです。泥の堆積がある園地では、翌年産の施肥のやり過ぎに注意しましょう。

国の支援事業

(1) 樹勢回復等に向けた取組支援

○樹体の洗浄、ゴミの除去等：7.1万円/10a

(2) 堆積土砂の影響防止に向けた取組支援

○通気性確保のための耕転作業等：2.3万円/10a

【対象者】

耕作をしている果樹園地で、樹冠浸水3割以上の農業者等

注 (1) (2) ともに、農業経営収入保険又は果樹共済へ

加入している又は今後加入することが要件。

(1) (2) の申請は、令和4年12月15日(木)が申請期限です。

つがる弘前農協組合員については、弘前北支店、弘前西支店、藤崎支店、和徳支店の営農担当窓口、非組合員については、市農林部りんご課で受け付けします。

<その他の支援>

泥水被害を受け、改植を行う園地の取組支援

○改植経費(抜根、苗木の植栽等)

・慣行樹形：17万円/10a(丸葉)、33万円/10a(わい化)

・省力樹形：73万円/10a(超高密植、V字ジョイント)等

○未収益期間の管理経費：22万円/10a



申請受付は令和5年春頃を予定していますが、お早めにご検討ください。

(申請時期が決まり次第、改めてお知らせします)

この他、廃園経費支援(8万円/10a)の活用を希望される方は、ご相談ください。
(申請時期は令和5年の4~5月中旬頃です。)

【問い合わせ先】弘前市役所 前川本館3階

農林部りんご課 ☎0172-40-7105